

平成29年(国)第5159号

平成30年4月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月に遡って障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、裁定請求日である平成〇年〇月〇日における障害の状態は、国民年金法施行令別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権取得年月を平成〇年〇月とする障害基礎年金の裁定をしたところ、請求人が、これを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経由して、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。請求人は、上記の裁定請求の請求日を平成〇年〇月〇日として、受給権取得年月を同年〇月とする障害基礎年金を支給すべきであると主張している。

第3 再審査請求に至る経緯

本件記録等によれば、以下の事実が認められる。

1 請求人は、関節リウマチ(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)」を提出して、障害認定日による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下「障害給付」という。)の裁定を請求した(以下「前件請求」という。)。なお、裁定請求書には、当該傷病の初診日は厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)にある平成〇年〇月〇日と記載されている。

2 保険者は、平成〇年〇月〇日、請求人

に対して、当該傷病の初診日が請求人主張の厚年期間にあるとは認められない見込みであるとして、前件請求を障害基礎年金の裁定請求に切り替える意図があるか確認したところ、請求人は切替えを希望せず、前件請求を維持するとともに、別途、当該傷病の初診日を国民年金の被保険者期間(以下「国年期間」という。)にある平成〇年〇月として、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、「年金請求書(国民年金障害基礎年金)」を提出して、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した(以下「本件請求」という。))。

3 厚生労働大臣は、前件請求に対しては、平成〇年〇月〇日付けで、初診日を平成〇年〇月〇日(厚年期間)であると確認することができないとして却下し(以下「前件処分」という。)、本件請求に対しては、平成〇年〇月〇日付けで、裁定請求日(平成〇年〇月〇日)における当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権取得年月を平成〇年〇月とする障害基礎年金を裁定した(以下「原処分」という。))。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

1 請求人の主張(1)について

本件記録及び当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、障害給付又は障害基礎年金の裁定請求について、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)」(様式第104号)と「年金請求書(国民年金障害基礎年金)」(様式第107号)の2種類の請求書の様式を定め、裁定請求者が、初診日が厚年期間にあると主張し、厚生年金保険法施行規則第44条第3項及び国民年金法施行規則第31条第4項により障害厚生年金及び障害基礎年金を

請求する場合は前者を、初診日が国年期間にあると主張し、国民年金法施行規則第31条第1項により障害基礎年金のみを請求する場合は後者を使用して請求することを求めている。そして、裁定請求者が、様式第104号と様式第107号による請求を同時に行った場合はいずれもこれを受理するが、いずれか一方の請求を行った場合には、他方の請求はこれをしていないものとして扱っており、様式第104号による障害給付の請求があった場合において、請求傷病の初診日が厚年期間にあることを確認できないときは、保険者はその請求を却下している。このように、保険者は、障害年金の裁定請求に関して2種類の様式を設け、これを上記の趣旨で明確に使い分けているのであるが、このような取扱いが厚生年金保険法、国民年金法等の関係法令に違反するものであるとする根拠は見だし難い。そうだとすると、様式第104号によってされた前件請求が、当然に本件請求を含むということはできないというべきである。

なお、様式第104号において、「厚生年金保険」のほかに「国民年金」の語が用いられているのは、厚年期間に初診日がある障害により障害等級1、2級の障害厚生年金を受給する場合には、障害基礎年金が併せて支給されることによるものと解されるから、ここでいう「国民年金」は、厚年期間に初診日がある場合に厚生年金保険（障害厚生年金）と共に支給される国民年金（障害基礎年金）のことを指すというべきである。したがって、ここに「国民年金」の語が用いられているからといって、様式第104号による請求について、当然に、様式第107号による請求（国年期間に初診日がある場合の国民年金（障害基礎年金）の請求）が含まれているとまではいえない。

また、当審査会の過去の裁決例中には、様式第104号による請求があった事案において、初診日を国年期間中と認め、当該請求の時点から障害基礎年金を支給

すべきであるとしているものがあるが、これは、当該事案における裁定請求の経緯等の諸般の事情に照らして、信義則等により、様式第104号による請求の時点において、併せて黙示に様式第107号による請求があったと擬制しているものであり、様式第104号による請求について、当然に様式第107号による請求が含まれると解しているわけではない。

したがって、請求人の上記主張は採用することができない。

2 請求人の主張(2)について

前記認定事実及び本件記録によると、保険者は、障害給付及び障害基礎年金の裁定請求者が様式第104号及び様式第107号の請求書を同時に提出した場合はいずれも受理することとしているほか、様式第104号による請求がされた後、当該請求についての処分がされる前に、裁定請求者から当該請求を様式第107号による請求に切り替える旨の申立てがあった場合は、これを認め、当初の請求日に遡って切替え後の請求があったものと取り扱うこととしている。しかし、本件については、請求人は前件請求時に本件請求を同時にすることはしておらず、また、前件請求後にされた切替えの打診についても、これを希望せず、本件請求への切替えをしなかったのであるから、いずれにしても、前件請求時に本件請求があったとすることはできない。

請求人は、前件請求及びそれ以前の窓口相談の時点において、同時請求が可能であることの説明をすべきであると主張するが、障害給付又は障害基礎年金の請求をしようとする者に対して、保険者が同時請求の説明をしなければならない一般的な義務があるとまではいえず、また、本件においては、そのような説明義務が生じると解すべき特段の事情があるともいえない（前件処分についての再審査請求事件（当審査会平成〇年（〇）第〇号事件）の記録によると、請求人が前件請求時に提出した病歴・就労状況等申立書には、平成〇年〇月及び同年〇月〇日に

当該傷病で受診した旨の記載があるが、前件請求の時点においては、請求人はあくまで社会的治癒を主張して前件請求をしていたのであり、請求人が前件請求に併せて国年期間を初診日とする障害基礎年金の請求をするとの意向を示していたことを認めることはできない。これらを考慮すると、前件請求時において、請求人に対し、同時請求をすることができることを説明する義務が生じると解すべき特段の事情があるともいえない。)。そして、保険者が請求人に対し、同時請求について誤った説明をしたり、これを妨害したとの事実も認められないのであるから、前件請求の時点において、併せて黙示に本件請求がされていたとみなすことも困難である。したがって、請求人の上記主張は採用することができない。

- 3 以上によれば、本件請求の請求日は平成〇年〇月〇日であるから、これを前提とする原処分は相当であり、本件再審査請求は理由がないというべきである。

よって、主文のとおり裁決する。